

(7) 千葉県の最低賃金

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき都道府県別あるいは特定の産業別に賃金の最低賃金額を定めて、使用者に対して、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払うことを義務付けるもので、臨時、パートタイマーなども含めてすべての労働者に適用されます。

[平成27年度改正]

最低賃金件名		最低賃金額 時間額(円)	発効年月日
千葉県最低賃金		817	27.10.1
特定 (産業別) 最低賃金	調味料製造業（味そ製造業を除く。）	852	27.12.25
	鉄鋼業	893	27.12.25
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業(1)	869	27.12.25
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(2)	872	27.12.25
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業(3)	854	27.12.25
	各種商品小売業	832	27.12.25
自動車（新車）小売業		865	27.12.25

※千葉県最低賃金は、千葉県内のすべての使用者、労働者に適用されます。ただし、特定（産業別）最低賃金が設定されている産業の使用者、労働者は、該当する特定（産業別）最低賃金が適用されます。

※特定（産業別）最低賃金は、18歳未満又は65歳以上の者、雇入れ後6ヶ月未満の者で、技能習得中の者、清掃又は片付けの業務に主として従事する者等については適用されず、千葉県最低賃金が適用されます。また、はん用機械器具、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業については、特定業務（軽易な業務等）について同様の取扱いとなるものがあります。

※最低賃金額には、結婚手当などの臨時に支払われる賃金・賞与など1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外手当、深夜手当、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当等は含まれません。

- 注 (1) は旧一般機械器具製造業
 (2) は旧電気機械器具製造業
 (3) は旧精密機械器具製造業